

アリマシテ、其去リタル内地ノ家ノ戸
主ヨリ除籍ノ旨ヲ市町村長ニ届出ヅル
コト、シテアルノデアリマス、第三ハ
シタ所ノ王公族ガ、離縁又ハ離婚ニ因
リマシテ内地ノ家ヲ——其入ツタ所ノ
家ヨリ去リマスル場合、右ハ本案第一
條ニ規定スル所デアリマシテ、此場合
ニハ王公家ニ復スルコトヲ得ナイノデ
アリマスガ故ニ、其直系尊屬ノ創立シ
タル所ノ家ガアル時ニハ其家ニ入り、
其家ガナイ時ニハ一家ヲ創立スルト云
フコトニ致シタノデアリマス、第四ハ
婚嫁ニ因リテ内地ノ家ヲ去リ王公家ニ
入りタル者ヲ、離婚其他ノ原因ニ由リ
内地ノ實家ニ復籍スル場合、復籍スペ
キ實家ナキ場合デアリマス、右ハ本案
第二條、第三條、第四條ニ規定スル所デ
アリマシテ、實家復籍ノ場合ニハ復籍
ノ旨、復籍スペキ實家ナクシテ一家ヲ
創立シタル場合ニハ一家創立ノ旨、又
廢絶シタル實家ヲ再興セントスル場合
ニハ實家再興ノ旨、何レモ市町村長ニ
届出ヅルコトシタノデアリマス、第五ハ
王公ガ薨去セラレテ其家ニ襲系者
ガナク、襲系ノ順序ニ在ル者ガ内地ニ
アリマスル場合、右ハ本案第六條ニ規
定スル所デアリマス、襲系者、其配偶者
及其長子孫ノ系統ニ在ル者、内地ノ家
ヲ去リテ王公家ニ入りマシテ襲系ヲ致
シマスルガ故ニ、宮内大臣ヨリ除籍ノ
旨ヲ市町村長ニ通知スペキコト、シタ

イノデアリマス、若シ其者ガ戸主デア
ル場合ニハ、内地ノ家ノ家督相續ヲ開
始スルコトトシタノデアリマス、是ガ
王公族ヨリ内地ノ家ニ入りタル者及内
地ノ家ヲ去リテ王公家ニ入りタル者ノ
戸籍等ニ關スル法律案ノ内容ノ概要デ
ゴザイマス、次ニ不動産登記法中改正
法律案ハ、王公家軌範ニ基キマシテ、世
襲財産ガ設定セラルルト云フ場合ニナ
リマシテ、右世襲財産處分又ハ執行ノ
目的ト爲スコトガ出來ナイモノデアリ
マスルガ故ニ、其設定又ハ解除ノ場合、
不動産ニ付テハ其登記ヲ爲スノ必要ガ
アル、仍テ是ト性質ヲ同ウ致シマスル
皇族ノ遺留財産ニ關スル登記手續ニ準
ジタル規定ヲ設ケルコトヲ適當ト致シ
マシテ、不動産登記法ノ規定ヲ補足致
スコトニ致シタノデアリマス、ドウカ
宜シク御審議ヲ願ヒマス

洵ニ尤モナ法律ノ趣旨デアルト云フコトハ諒承致スノデアリマス、而シテ此本案ノ法律ニ似寄ツタヤウナ法律ガ明治四十二年デスカ、三年デスカニ御發布ニ相成ツテ居ル、皇族ノ入籍、除籍ニシテ明ニナツテ居ルノデアリマス、所ガ此法律ハ先程モ司法大臣ガ御述ニナッタ如ク、王公家ニ於テハ養子制度ヲ除外セラレテアルノデアリマスカラ、本法ノ第一條ノ規定モ當然起ツタモノト諒承致スノデアリマス、所デ先ヅ第一番ニ本法ト曩ニ制定ニ相成ツテ居ル共通法規トノ關係如何ト、斯ウ云フコトヲ先ヅ承ツテ置キタイノデアリマス、此本法案ハ各植民地トノ關係ガアルト當然想像ガ出來ルノデアリマシテ、其見地カラ共通法規トノ關係如何、斯ウ云フコトヲ一ツ承ツテ置キタイノデアリマス

普通ノ家ト——此民事關係ニ於キマシテハ、普通ノ臣籍ニ在ル者ノ家ト内地ノ普通ノ家ニ在ル者トノ入籍復籍上ノ關係ヲ規定シタモノデアリマスガ、此法律案ノ目的ト致シテ居リマスル所ハ、王公家ト特別ノ關係ニ在リマスル所ノ者ト内地ノ家トノ關係デアリマスルガ故ニ、其點ニ於キマシテハ一種ノ特別ノ法規ヲ成シテ居ルモノト、斯ウ御覽ニナリマシテ宜カラウカト思ヒマス、即チ王公家ト内地ノ家トノ關係ニ於キマシテハ、此法規ノミガ自然適用セラル、斯ウ云フ結果ニナルノデアリマス、其意味ニ於キマシテ全ク其通常規ノ適用ト云フモノハ、其關係ニ於テハ適用ガナイ、斯ウ見テ宜イモノダト思ヒマス、隨ヒマシテ其點ハ實質ニ於テ非常ニ異ッテ來テ居ルノデアリマス、ドウカ大體ハ左様ニ御承知ヲ願ヒマス

ノガ出來テ、所謂李王家率循ノ途ガ出來タ其家ト他ノ家トノ關係、内地ニ於ケル所ノ家トノ關係デアリマシテ、今迄ハ法律上ニハ出來得ナカッタ家ノ關係ガ今度始メテ規定サルルノデアリマスルカラ、其點ニ於キマシテハ共通法トハ全然關係ガ無イ、而シテ本案ノ第一條ガ或ル意味ニ於テノ共通的ノ法規トナル、斯ウ云フ譯デアリマス。

○原委員 私共此第一條ヲ見マシテ、ソレト其王公家軌範トヲ對照シテ見ルト云フト、養子縁組又ハ婚嫁ニ因フテ内地ノ家ニ入リタル王公族ガ、離縁又ハ離婚ノ場合ニ於テハ其直系ノ尊屬ガ王公家ヲ離レテ、一般臣民籍ニ入ラレタル場合、斯ウ云フ場合ヲ豫想スルト云フト、是ハ其王公家ト云フモノヲ離レテ一般ノ臣民籍ニ入ラレタモノデアル、原則ト致シテハ普通一般ノ臣民ト同様ニ何等ノ差別ハニコデ無クナル、原則トシテ此民法ヲ適用シナケレバナラヌト云フ關係ニ在ルヤウニ思フノデアリマスガ、其本ヲ質セバ其出所ハ王公族デアツタニ相違ナイケレドモ、其身分ヲ既ニ拋棄致シテ、一般臣籍ニ降ラレタ以上ハ、ドウシテモ是ハ内地ニ於テハ民法ノ支配ニ屬シ、又植民地ニ於テハソレヽ特別ナル民法ノ除外例ガ設ケテアルトスルナラバ、其特別ナル法律ニ支配セラルベキモノデアル、サウスルト茲ニ共通法規ノ適用ヲ受ケナケレバナラヌモノデアルト思フノデ

○江木國務大臣　細カイ事ハ政府委員
カラ説明ヲ致サスコトニ致シタイトと思
ヒマス、一應大要ダケ申シマス、王公家
ヲ出ラレテ、内地ノ家ニ養子ニ入ラレ
タ、若クハ婚嫁ニ因ッテ嫁ガレタト云フ
場合ニハ全ク臣籍ニ入ラレタ者デアリ
マスガ故ニ、一般民法ノ支配ヲ受ケテ
宜イノデアリマセウガ、併ナガラ其王
公族タリシ者ガ離縁又ハ離婚ニ因リマ
シテ内地ノ家ニ入ツタ、其家ヲ去ラルル
ト云フ場合ニ付キマシテ、普通ノ民法
ノ支配ニ依リマスレバ本ノ家ニ復歸スル
ル、離縁ノ場合ニ於キマシテハ其出タル所
ノ王公家、婚姻ノ場合ニ於キマシテハ
其出タル所ノ王公家ニ復歸スルト云フ
ノガ普通ノ原則デアリマス、然ルニ王
公家軌範ニ依リマシテ一旦王公家ヲ離
レタル所ノ者ハ、再ビ其王公家ニ入ル
コトガ出來ナイ、一旦臣籍ニ降ッタ者ハ
再ビ王公家ニ入ツテ王公家、即チ皇族ト
同ジ禮遇ヲ受ケルコトガ出來ナイト云
フヤウニ定メラレテアリマスガ故ニ、
ドウシテモ何トカ規定ヲ設ケナケレバ
ナラヌノデアリマス、其規定ハ今日迄
ノ規定ニハ缺如致シテ居ルノデアリマ
ス、ソコデドウシテモ別個ノ一條ト云
フモノヲ必要トスルノデアリマス、此
點ガ即チ一種ノ共通的法規ニナッテ居
ル所以デアリマス、後ノ條項ハ多ク復
籍、入籍等ノ手續ニ關スル條項デアリ

マスガ、此一條ノミハ、一種ノ實體ヲ定メタ法規トナツテ居ルノニアリマス、即チ左様ナ場合ニ於テハ從來自分ガ出テ、其家ヲ離レテ内地ノ家ニ入ッタ、而シテ復籍セントスル家ガナイ、王公家ハアリマスケレドモ、其王公家ニ入ルコトガ出來ナイ王公家軌範ノ規定ニナツテ居リマスガ故ニ、ドウシテモ別ニ家ヲ造ラナケレバナラヌ、ソコデ王公家ノ軌範ニ依テソレノ直系尊屬ガ臣籍ニ降ツテ一家ヲ創立シテ居リマス場合ニハ其家ニ入ル、サウ云フ家ガナイ場合ニ於テハ再ビ王公家ニ復歸スル譯ニ行キマセヌカラ、一家ヲ創立スル、是ハ從來定メラレテ居リマス凡通法ニモ其規定ヲ求ムルコトガ出來ズ、又朝鮮ノ民法關係ノ法規ニモ其規定ガ缺如致シテ居リマス、隨テドウシテモ茲ニ王公家軌範ガ出來マシタ機會ニ於キマシテ、此規定ヲ新ニ設クルノ必要ガ生ジタノデアリマス、大體其趣旨ヲ申上ゲテ置キマスレバ、御趣意ニ適フカト思フノデアリマス

姻等ニ因ツテ入ラレタル場合、ソレハ因ヨリ普通一般ノ家ニ入ラレタ場合、其方ガ離縁トカ離婚トカ爲スッタ場合ニハ三通リニナリハセヌカト思フノデアリマス、先ヅ第一ニ其方ノ直系尊屬ノ家ガアル場合ニドウスルカ、ソレカラニ其直系尊屬ガ王公家軌範ニ依テ一般ノ臣民トナラレタル家ガアル場合、第二ニハ直系尊屬ノ家ハナクシテ、既ニ其直系尊屬ガ王公家軌範ニ依テ一般ノ臣民トナラレタル家ガアル場合ノ中デアリマス、其三通リノ場合ノ中第一ノ直系尊屬ノ家ガアル場合ニ於テハ、是ハ王公家軌範ニ依テ復籍スルコトハ出來ナイノデアリマスカラ、此第一條ニハ當然是ハ規定シテナイ、第二ノ直系尊屬ガ王公家ニアラザル一家ガ創立シテアルト云フ場合ニ於テハ矢張普通民法ノ觀念ヲ御採用ニナツテ其一般臣籍ノ家ニ御入リニナル、斯ウ云フ規定ニナツテ居ル、ソレガ若シナイト云フ場合ニ於テハ矢張普通民法ノ規定ニ從テ一家ヲ創立スル、斯ウ云フコトニナツテ居ル、サウスルト結局普通民法ト異ナル所ハ第一ノ場合、即チ王公家ノ實家ノ直系尊族ガ儼然トシテ存在スル場合ニ於テハ、其王公家ノ方へ直ニ復ノ規定シテ居ルコトハ是ハ全ク民法ノ規定ノ趣意ヲ矢張酌ンデ、一般臣家ノ家ガ創立シテアルナラバ其實家ガア

ルノデアルカラ、其處へ御歸リニナル、
若シソレガナカッタナラバ、一家ヲ創立
シナケレバナラヌ、斯ウ云フ規定ニ相
成ツテ居ルノニアリマス、サウスルト此
觀念ト云フモノハ全ク是ハ民法ノ觀念
ト同一ノ觀念デアツテ、而シテ又是ハ一
般共通法ノ支配ヲ受ケナケレバナラヌ
問題デナイカト思フノニアリマス、其
點ハ如何デゴザイマセウカ
○江木國務大臣 王公家ニ關シマス事
柄ニ付キマシテハ、從來ノ共通法ニハ
固ヨリ其對象トシテ居ラヌノニアリマ
ス、從來ノ共通法ノ規定致シテ居リマ
ス所ハ普通ノ家ダケノ規定デアル、所
ガ今度王公家軌範ナルモノガ出來マシ
テ、王公家ヲ出テ内地ノ家ニ養子ニ入
ラレル、若クハ婚嫁ニ因ツテ内地ノ家ニ
入ラレル場合ガ出來テ來タ、而シテソ
レガ離縁又ハ離婚ニナツタト云フ場合
ニハ、一體何處へ入ラルベキカ、若シ王
公家軌範等ガナカリセバ、普通ノ民法
ノ考カラ云ヘバ、ドウナルカト言ヘバ、
直系尊屬ノ有無ニ拘ラス當然王公家ニ
入ラレルト云フ考モ起ルカモ知レヌノ
デス、併ナガラ此王公家軌範ニ依リマシ
テ一旦臣籍ニ降ツタ者ハ、再ビ王公家入
ルコトハ出來ヌ、此規定ガアリマスル
ガ故ニ、ドウシテモ別個ノ規定ヲ必要
トスル、即チ王公家軌範ニ依テ、其離縁
又ハ離婚ニナツタ人ノ直系尊屬ガ、別ニ
一家ヲ創立シテ居ル場合ニハ其家ニ入
ルシ王公家ハ儼然トシテ存シテ居ツテ、

普通ナラバ王公家ニ入ルベキ人ニアリ
マシテモ、其離縁離婚ニナッタ人ノ直系
尊屬ガ別ニ一家ヲ創立シテ居ル場合ニハ
ハ其家ニ入ルシ、其家ガ無イ場合ニハ
一家ヲ創立スル、是ハ詰リ王公家ト云
フモノカラ出テ臣籍ニ入ラレタト云フ
特別ノ關係デアリマスルガ故ニ、ドウ
シテモ其普通ノ民法ノ規定ダケニハ據
ルコトハ出來ナイノデアリマス、普通
ノ民法ノ規定ニ依ル、即チ共通法規ニ
依テ之ヲ律スル場合ニ於キマシテハ、
離縁離婚ノ場合ニ於テハ當然王公家ニ
入ツテ來ル、其出タ家ニ這入ツテ來ル、斯
ウ云フノガ、其出タ家ガ無イ場合ニ於
テハ一家ヲ創立スル、斯ウ云フ場合ニ
ナルノデアリマセウガ、其規定ノ適用
ガ出來タノデアリマス、デアリマスル
カラ、ドウシテモ茲ニ特別法規ヲ設ケ
テ一般臣籍ニナッタ者ガアル場合ニハ
其家ニ入り、サウデナイ場合ニハ一家
ヲ創立スルト云フ新シキ規定ヲ必要ト
スル譯ナンデアリマス

○原委員 サウスルト此方ガ一般臣籍ニ降ラレタ方デアッテ、當然民法ノ支配ヲ受ケル身分ニ御成リニナッテ居ルガアッテ、其方ガ離婚又ハ離縁ト云フ場合ニ、一面ニ王公家軌範ナルモノガ制定セラレテアッテ、復籍スルコトハ出來ナイト云フ儀乎タル法律ガ出出テ居ルサウスルト其王公族ノ家ニ入ルコトガ出來ナイト云フコトハ當然ナ事デアルノデスカラ、ソレヲ今度飛越シテ新ニ朝鮮ナラ朝鮮ゲ一般臣籍ニ降ッテ、或ハ實家ガ創立シテアルト云フコトデアルナラバ、其實家ニ御入リニナルト云フコトハ、復歸セラレルト云フコトハ其一般臣籍——朝鮮デ一般臣籍ノ家デアル、内地デハ一般臣籍ノ家カラ離婚離籍ヲセラレルノデアル、朝鮮デハ矢張臣籍ノ家ニ御入リニナルノデアル、サウスルト其間ニ於テ一般民法ノ適用ガ出來ナイト云フコトハ、ドウ云フコトデアリマセウカ

來ナイ、斯ウ云フコトニナツテ居リマス
ルガ故ニ、普通ノ民法ノ適用ヲ以テハ
イカナイ、普通ノ民法ノ適用ヲ以テ致
シマスレバ、其出タル家ニ復歸スルト
云フコトニナルノガ普通ノ關係デアリ
マスルガ故ニ、何カ規定ヲ設ケナケレ
バドウシテモ缺如シテ居ル、元ノ自分
ガ王公族デアリシト云フ關係ニ於キマ
シテ、規定ノ缺如ガアルト思フノデア
リマス、ソコデ一般臣民トナッタ所ノ直
系尊屬ガ一家ヲ創立シテ居リマス場合
ニ於キマシテハ、其家ニ入ル、サウデナ
イ場合ニハ一家ヲ創立スル、此規定ハ
王公族タリシ者ガ離縁又ハ離婚ニ依リ
マシテ、其身分ヲ定メマスル上ニ於キ
マシテナクテハナラヌ規定デアルト、
斯様ニ思ツテ居リマス

○原委員 淳ニ御尤モナ御答辯デアル
ノデスガ、併シ私ノ間ハントスル新ノ
事柄ハ其實質ヲ云フノデハナクシテ、
主トシテ其形式ニ關スル法律ノ立方ヲ
御尋ネシテ居ルノデアリマス、王公家軌
範ト云フ法律ト同様ナル勅令ニ依ツテ、
既ニ此内地ノ家ニ入ッタ方ノ離縁又ハ
離婚ノ場合ニ於テハ、復歸スルコトハ
出來ナイゾト云フ法律ガモウ出來テ居
ルノデス、其法律ガ出來テ居ルノデアリ
ルカラシテ、民法ト此法律トガ互ニ滴
出來ナイゾト云フ法律ガモウ出來テ居
ル公家軌範ノ方ガ特別法デアルカラ
此特別法ニ依ツテ 一般法ヲ除外シテ參
ル、サウスルト其朝鮮ノ王公家ノ直系

尊屬ノ家ガアツタ場合ニ於テハ、其所ヘ
御歸リニナルコトハ出來ナイゾト云フ
コトハ、モウチャント法律デ分ッテ居ル
サウスルト云フト其家ヘ歸ヘラルルコ
トガ出來ナイト云フナラバ、矢張民法
ノ一般ノ此取除ケノ場合ヲ除イテ、一
般ノ民法ノ規定カラ申スト云フト、其
直系尊屬ノ方ガ他ニ臣民籍ニ一家ヲ御
創立ニナツテ居ルナラバ、其所ヘ當然御
歸リニナル是ハモウ民法ノ當然ノ支配
ヲ受ケルノデアル、特別法ト一般法ト
ノ適用ハ茲ニ明ニナツテ居ルト思フノ
デアリマス、其觀念ニ付テ司法大臣ノ
御意見ハ如何デアリマセウカ

○江木國務大臣 同ジコトヲ繰返スヤ
ウニナルノデアリマスガ、王公家軌範
ニ依リマシテ、一旦臣籍ニ入ツタ者ハ王
公家ニ復歸スルコトハ出來ナイ、ソコ
デ其後ニ離縁、離婚ニ依テ復歸ト云フ
ヤウナ場合ガ起ル時ニハ、王公家ニ復
歸スルコトハ出來ナイ隨ツテ普通ノ民
法ノ支配ヲ受ケテ來ルデハナイカト仰
シヤイマスガ、ソレハ何カ規定ガナケ
レバサウハナラヌノデアリマス、民法
ニハ離縁離婚ノ場合ニ於テハ實家ニ復
歸スルト云フノガ原則ナノデアリマ
ス、其原則ニ對シテ王公家軌範ニ在ツ
ハ、一旦臣籍ニ下ツタ者ハ王公家ニ復歸
スガ、殊ニ離縁離婚ノ場合ニ於テ
籍ニ下ツタ者ガ復歸セントスル場合ニ
於テハ直系尊屬ノ家ニ歸ル、若クハ新

ニ一家ヲ創立スルト云フヤウナ規定ハ
ナイノデアリマス、ソレハ王公家軌範
ガ規定シテモ宜イノカモ知レマセヌ
ガ、只今デハ其規定ガアリマセヌ故ニ、
ドウシテモ民法ノ原則ヲ直グ其儘適用
ハ出來マセヌ、故ニ一個ノ特別法規ヲ
必要トスル、斯様ニ考ヘタノデアリマ

ス
○原委員 王公家軌範ノ第二十四條ニ
「王公族ハ養子ヲ爲スコトヲ得ズ」二十
六條ニ「王族又ハ公族ニシテ其ノ身位
ヲ失ヒタル者ハ本令ニ別段ノ定アル場
合ヲ除クノ外王族又ハ公族ニ復スルコ
トヲ得ス」、斯ウアルノデアツテ、王公家
軌範ニ依テ既ニ定メテアル以上ハ、法
律ト法律トガ衝突スルコトハ他ニモ例
ガアル、其場合ニハ法律ノ原則ニ從テ
ニ於テハ特別法ニ讓ルノデアリマス、
サウスルト特別法デハ王公族ニナルコ
ナクテモ、兩法律ニ依テ明ニナツテ居ル
トガ出來ナイノデアル、復歸ガ出來ナ
イノデアルカラ、當然特別規定ヲ設ケ
ナリマシタ即チ王公家軌範ニ依リマ
ス、ソコデ民法ノ規定ニ依リマシテ、是
ガ離婚ニナリ若クハ離縁ニナツタト云
フ場合ニ、民法ノ規定ニ依リマスレバ、
實家ニ復籍シ、實家ガナケレバ一家ヲ
創立スルト云フコトハ勿論民法ニ示シ
テアリマス、然ルニ只今原委員ノ御引
ニナリマシタ即チ王公家軌範ニ依リマ
シテ、一旦臣籍ニ降ラレタル者ハ、再ビ
王公族ニナルコトガ出來ナイト云フ規
定ガアリマスカラ、例ヘバ内地ノ家ニ
養子緣組若クハ婚嫁ニ因ツテ入ラレタ
ル王公族ガ、民法ノ規定ニ依テ離縁、離
婚ヲ爲シテ實家ニ復籍サレルト云フ場
合ニ、實家ニ入ラレルト云フコトハ王
公家軌範ノ規定ニ依テ出來ナイコトト
シテ、即チ臣籍ニ入ツテ創立セラタル家ト
云フノガは全ク別ノ家デアリマスカラ、
ソレヲ民法ノ實家ト見ルコトハ是
デ民法ヲ適用スルコトニナリマスレ
バ、無論實家復籍ト云フコトニナリマ
ス、ソコデ斯ウ云フ法律ヲ設ケマセヌ
ハムヅカシイト思ヒマス、サウスレバ
一家創立ト云フコトニナリマスガ、ソ
レデハ穩デアルマイ、ソレヨリモ既ニ
創立シテ居ルノデアリマス、併ナガラスル
場合尊屬親ガ一般臣民ニ降ツテ一家ヲ
創立シテ居ル場合ハ、ソレヲ恰モ實家
ト同様ニ認メテ其家ニ復籍サセルコト
ニスル方ガ妥當デアラウト云フ所カ

ラ、四十三年ノ法律第三十九號ノ法規ニ則リ此規定ヲ爲シタ次第アリマス、ソレデ是ハ全ク朝鮮ノ家ト内地ノ家トノ間ノ關係ヲ此一本ノ法律デ規定スル譯デアリマスカラ、恰モ共通法以上ノ規定ト申シマスカ、内地ノ家ニ在リマシタ者ガ、此規定ニ依リマシテ、直接ニ朝鮮ニ於テ創立セラレタル家ニ入ルト云フコトヲ定メタ次第デアリマス、ソレカラ一般ノ關係ニ於キマシテハ、原委員ノ御議論ノ通りニ、例ヘバ朝鮮ノ一般ノ臣民、内地ノ一般ノ臣民トノ家籍ノ異動ニ關シマシテハ、民法並朝鮮ニ於テハ制令ニソレバ、規定ガアリマシテ、之ヲ調和スル爲ニ茲ニ共通法ノ規定ガアルノデアリマス、即チ

内地ノ者ガ朝鮮ノ者ノ家ニ嫁ニ入ルト云フ場合ハ朝鮮ノ法律ニ依テ、嫁ハ夫ノ家ニ入ルコトニナッテ居ル、又民法ノ規定ニ依リマシテモ、妻ハ夫ノ家ニ入ルト云フコトニナッテ居リマス、而シテ民法ハ内地ノ關係ヲ定メテ居リ、制令ハ朝鮮ノ家ノ關係ヲ定メテ居リ、而シテソコデ此共通法ヲ設ケタ譯デ、即チ一方ノ家、即チ朝鮮ノ法令ニ依テ朝鮮ノ家ニ入ッタル者ハ、内地ノ家ヲ去リ内地ノ戸籍ヲ除クト云フコトヲ共通法ノ三條ニ依テ定メテ居ル次第デアリマス、併シ茲ニ第一條デ規定セントスルモノハ兩方ニ規定ガアル事柄デアリマセヌデ、全く別デアリマス、デアリマスカラ朝鮮ノ家ト内地ノ家トノ關係ヲ、此一

本ノ法律デ始末ヲ付ケルト云フノデ茲ニ書キマシタ次第デアリマス
○原委員 サウスルト第一條ノ規定ト云フモノハ戸籍等ニ關スル規定ニ非ズシテ、實體的規定デアルカラ、サウ云フ規定ハ王公家軌範、即チ議會ガ王公ノ權義ニ關スル法律ニ依テ委任ヲ致シテアル、其勅令ニ依テ當時是等ノ事ヲ規定シナケレバナラヌニ拘ラズ、王公軌範ニ於テハサウ云フ實體ニ關スル規定ヲ爲サズシテ、斯ウ云フ戸籍ニ屬スル、即チ王公家軌範ニ依テ實際ノ戸籍ヲ取扱フト云フ施行規則ノヤウナモノデ、斯ウ云フ實體ノ規定ヲ爲スト云フノハ一體ドウ云フ譯デアリマスカ、ソレヲ伺ツテ置キマス

○江木國務大臣 昨年御協賛ヲ經マシタ法律八十三號ニハ王族、公族ノ權義ニ關スルコトハ皇室令ヲ以テ之ヲ規定スルコト定ヲ設クルコトガ出來ル、ソレカラモウツハ王族公族ト一般臣民ニ瓦ル事項デアッテ、各適用スペキ法規ヲ異ニスル時ハ、是亦皇室令ヲ以テ別段ノ規定ヲ設クルコトガ出來ル、斯様ニ法律デ委任ニナッテ居ルノデアリマス、委任ニナッテ居ル事項ハ王族、公族ノ權義ス